

日本海洋政策学会 役員改選に関する会則抜粋

第四章 役員等

(役員)

第一二条 本会に、役員として、会長、副会長、理事及び監事を置く。

- 2 役員は本会の正会員でなければならない。
- 3 会長、副会長及び理事は監事を兼任することができない。

(役員の設定)

第一三条 役員の設定は次の通りとする。

- 一 会長 1 名
- 二 副会長 1 名以上 3 名以内
- 三 理事 20 名以内 (会長、副会長含む)
- 四 監事 2 名

(役員を選出)

第一四条 会長、副会長は、理事の中から互選により選出する。

- 2 監事は、正会員の中から理事会で選出し、会長が委嘱する。
- 3 理事は、会員の選挙に基づき選出し、総会の承認によって決定する。
- 4 理事の選挙管理に関する規程は別に定める。
- 5 理事に欠員が生じたときには、選挙における次点当選者が後任者となる。
- 6 監事に欠員が生じたときには、理事会は速やかに後任者を選出し、会長が委託する。
- 7 第一三条第三号、本条第 3 項の規定にかかわらず、会長は総会の承認を得て理事 2 名を限度として追加することができる。
- 8 第 5 項の規定にかかわらず、残任期間等に鑑み、欠員を直ちに補充する必要がないと会長が判断する場合は、この限りではない。

(役員の任期)

第一五条 役員の任期は 2 年とする。

- 2 役員に欠員が生じた際の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでの間はその職務を行わなければならない。

(役員の再任)

第一六条 会長、副会長及び監事は再任することができる。ただし、通算 6 年を超えてはならない。

- 2 理事は再任することができる。

—以下省略—